

## 会 議 録

<b>会 議 名</b> (付属機関等名)	平成 26 年度(第 1 回)川西市国民健康保険運営協議会		
<b>事 務 局</b> (担当課)	健康福祉部 国民健康保険課 (内線 2631)		
<b>開 催 日 時</b>	平成 26 年 9 月 11 日(木) 午後 2 時 30 分		
<b>開 催 場 所</b>	川西市役所 4 階 庁議室		
<b>出 席 者</b>	<b>委 員</b>	中原 光治      中井 久子      佐々木 保幸      久原 桂子 上田 邦彦      松浦 孝治      三宅 圭一      白石 美智子 大西 和子      田村 幾男      有村 恵子      雨森 博司	
	<b>そ の 他</b>		
	<b>事 務 局</b>	健康福祉部長   長寿・保険室長   保険収納課長 国民健康保険課長補佐   事務員	
<b>傍聴の可否</b>	可	<b>傍聴者数</b>	0 人
<b>傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由</b>			
<b>会 議 次 第</b>	(1) 平成 25 年度国民健康保険事業特別会計の決算状況等について (2) 出産育児一時金の改正について(諮問・答申) (3) その他		
<b>会 議 結 果</b>			

## 審 議 経 過 ( 1 )

会長

それでは定刻が参りましたので、ただいまより、平成26年度第1回目の川西市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日は大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

25年度の保険税率の見直しにおいては、厳しい保険財政のもとに、我々協議会としては大変断腸の思いですけれども、被保険者の皆様にご負担をお願いするという事で10パーセントを超える保険税率の改定を行うに至りました。その結果、25年度の国保の財政がどのようになってきたのか、あるいは26年度の見通し、そのへんについて今日は事務局のほうから説明があると思います。みなさんもそのへんについてご理解いただきたいというように思います。

本日の会議は、「川西市国民健康保険運営協議会会議公開制度運用要綱第5条」の規定に基づきまして傍聴を認めることとしておりますので、ご了承をお願いいたします。

はじめに、2名の方を新たに委員にお迎えしますので、健康福祉部長より委嘱辞令の交付があります。

なお、再任の方につきましては、委嘱状と辞令を机に配布させていただいているとのことです。

それでは事務局、お願いいたします。

<健康福祉部長より辞令交付>

ありがとうございました。新任の委員の方、よろしく申し上げます。

続きまして、健康福祉部長より皆様にご挨拶を申し上げます。よろしく申し上げます。

健康福祉部長

どうも皆様こんにちは。川西市健康福祉部長でございます。

本日は皆様大変お忙しいなかを、平成26年度の第1回目の川西市国民健康保険運営協議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃より本市の国民健康保険事業の運営に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さきほど会長にも触れていただきましたけれども、前回の保険税の税率の改定の折は、皆様には慎重にご審議をいただきまして、種々ご意見を賜りましたけれども、おかげをもちまして税率の改定を行わせていただいております。

本日はその会計状況などの報告をしまいりますけれども、国民健

## 審 議 経 過 ( 2 )

会長	<p>康保険制度は国民皆保険制度の基盤を成す制度とし、我々としてはこれをできる限り安定して運営して参る考えです。</p> <p>本日は国民健康保険の決算状況のほか、出産育児一時金の改定につきまして皆様にご審議いただく予定としております。どうか忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。私のご挨拶といたします。よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局より、委員の紹介をさせていただきます。事務局、よろしく申し上げます。</p> <p>&lt;事務局より委員及び事務局の紹介&gt;</p>
長寿・保険室長	<p>よろしくお願いいいたします。</p> <p>続いて、間もなく皆様の任期が一旦終了するようなかたちになっておりますが、これから来年の税率改正に向けてご審議を12月、1月と続けていただくことになっております。今回の任期が9月15日で切れますので、9月16日からの新しい会長の選出をお願いしたいと考えております。</p> <p>その会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条によりまして、公益を代表する委員の中から選出するという事になっております。公益を代表する委員の皆様にはもうご理解をいただいておりますけれども、現会長に引き続き会長のご就任をお願いさせていただきたいというように考えております。</p> <p>会長、よろしいでしょうか。</p>
会長	<p>微力ですが、やらせていただきたいと思っております。</p> <p>皆様のご協力を得て、この運営協議会がスムーズに進みますように努めてまいりますので、よろしく申し上げます。</p>
長寿・保険室長	<p>ありがとうございます。</p> <p>そうしましたら今回の会議のほう、引き続きよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>本日は、先ほど紹介がありましたけれども、委員と委員が欠席をされております。</p> <p>それでは議事を進めたいと思っております。</p> <p>まず、本日の協議会議事録の署名委員を選出させていただきたいと思っております。私から指名をさせていただきたいと思っておりますけれども、ご</p>

## 審議経過(3)

異議ございませんでしょうか。

<異議なしの声あり>

異議なしという声をいただきましたので、本日の署名委員としまして、委員と委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。それでは議題に基づきまして進行させていただきます。

まず、協議事項第1「平成25年度国民健康保険事業特別会計の決算状況等について」を議題といたします。内容について事務局より説明をお願いいたします。

長寿・保険室長

それではまず、会議資料のほうの確認をさせていただきます。まず右上に資料1としております、A4の分です。題名が、「平成25年度国民健康保険事業特別会計収支(見込)について」という資料です。次は、A4横の資料です。資料2としております。タイトルは、「川西市国保における賦課限度額引上げと法定軽減対象者拡大による影響(当初賦課時点での推計)」というものです。もう一つは、資料3としております。A4縦型の、両面に印刷をしているものです。タイトルが、「出産育児一時金等の見直しに伴う関係政令等の改正内容について」という資料です。またもう一つ、冊子をお渡ししているかと思えます。「国民健康保険 事業概要」です。

以上4点、机の上にご用意させていただいているはずですが、よろしいでしょうか。

それでは順次説明の方を始めさせていただきます。

まず資料1のほうをご用意いただけますでしょうか。平成25年度決算の状況です。

まず横の欄ですが、まず項目を挙げております。Aとして、平成24年決算額。これは前年度決算額です。次に平成25年当初予算額、当初予算でどのように設定したかというのがBです。次に平成25年決算「見込み」となっておりますけれども、決算の数字と考えていただいて結構です。それがCの数字です。差引としまして、C-A。25年決算と前年決算がどう違うのか、というところがこのC-Aです。C-Bのところは、当初予算と、どれくらい違っているのか、というところを見る欄です。次に備考に移っていただきまして、備考の中身、主に平成24年決算との比較、C-Aに対するコメントを書かせていただいております。

## 審議経過(4)

それでは全部挙げましても非常に時間がかかってしまいますので、重要な点を上から順番に説明をさせていただきたいと思います。

まず、国保税とさせていただいております、国民健康保険税です。C-Aのところを見ていただけますでしょうか。現年課税分につきまして、2億2,574万円の増です。対前年決算比です。滞納繰越分につきましても、約5,000万円の増となっております。その理由は、皆様にご審議いただいた国保税率の改定による増。それと滞納繰越分につきましては徴収体制を強化したことによる増という形になっております。条件としまして、被保険者数自体は一年前より減しております。減しているなかで、これだけの増収をはかることができたというところです。

続きまして国庫支出金についてです。国庫補助金の欄をご覧ください。同じくC-Aの欄です。国庫補助金で1億1,000万円ほどの増になっております。備考欄に目を移していただきたいのですが、これも、特別交付金8,400万円を国から受けることができました。これは、各保険者の取り組み状況に応じて評価をいただいてもらうものですが、兵庫県内では、約三分の一の市町、13市町が受けることができました。川西市におきましても、これまで皆様にご審議いただいたなかで実施してきた内容、例えば人間ドックの助成金の拡充ですとか、がん検診の補助、それとジェネリック医薬品に対する取り組み、各種PR活動などのところを大きく評価していただけたのではないかと。もちろん収納率の向上も評価いただいた点であるというように思っております。それと、国庫負担金も含めまして、約1億9,700万円の増になっております。

ただし、この中には概算で受けているところもありますので、翌年度に精算として1億6,600万円をお返ししなければならないということも分かっております。

続きまして、療養給付費等交付金です。この中身は、退職被保険者制度にかかる、要は元サラリーマンだった方々に対しての医療費の精算の仕組みですが、その交付金です。そこが前年度比約2,400万円減になっておりますが、これは翌年度精算で逆に1,800万円ほど受け取ることが決まっております。

次に、前期高齢者の交付金です。国民健康保険は、前期高齢者の加入率が非常に高い、ですから、医療給付費が高くなる。それを社会保険側のほうが応援してくれる交付金です。この交付金が、対前年比、2億4,700万円と大きく増えております。

## 審議経過(5)

しかし、この精算方法がちょっと特殊な精算方法でして、まず概算で渡しておいて、2年後に精算をするという仕組みになっております。前期高齢者の加入率でありますとか、そのへんを精査するなかで、ほぼ分かっておりますのは、2年後には2億7,000万円ほど返さなければならぬというふうに思っております。返すと言いますか、2年後に受ける交付金を減額することによって調整をされるということになります。ですから、一旦この額を受け取ったというふうに思っております。将来のマイナス要因がここではっきりしているというところです。

次に、少し下にとんでいただいて、繰入金の欄です。繰入金のところでは4,100万円ほどの増になっております。法定外繰り入れを税率改定のなかで議論いただいて、約4億2,000万円の繰り入れをしているわけですが、これは24年度につきましても、24年の補正を行うことによって4億2,000万円既に引き上げておりますので、その差というのはここでは現れてきません。4,100万円増えた理由は、税率改定をすることによって、基本料金部分も当然料金を引上げております。均等割、平等割の部分です。そこを引上げるということは、低所得者の方々に対しては割引をしておりますので、その割引額も当然増えることとなります。その分は一般会計からの補てんをすることとなりますので、料金の改定をすると、割引部分の繰り入れも増えていくという内容です。

次に歳出の方に移らせていただきます。

総務費は事務費ですので、ここにかかった経費は基本的には全部繰り入れ対象になりますので省略させていただきます。

やはり注目すべきは保険給付費です。保険給付費、いろいろ見込んで皆様にお話をさせていただいたのですが、結果を見ましたら、一人当たり医療給付費は対前年度で5.28%という伸びでした。非常に大きな伸びであったということが言えると思います。吹出しで書いておりますが、医療給付費の一人当たり伸び率の見込みは、税率設定時におきましては3.59%と見込んでおりました。しかし結果は5.28%と非常に高かったわけです。これは、24年度の伸び率も約3%ということで見込んでいたはずですが、それが実質は、平成23年度比で0.86%しか伸びなかったというところです。税率設定時のときのことを思い起こしていただきましたら、でこぼこの伸び方をしているということでお話をしていたと思います。1%台の伸びであったり、6%伸びたり、また翌年は小さかったりの繰り返しだと

## 審 議 経 過 (6)

いうことだったのですけれども、今回につきましても、24年度は非常に小さかったのですけれども、その反動というような感じで25年度は大きく伸びたというところです。

続きまして高額療養費のところを見ていただきたいのですけれども、高額療養費のところ、対前年度約1億2,000万円増というかたちで増えております。これは、福祉医療制度というのがあります。例えば障害者医療や乳児医療などというような制度です。本来は3割負担をするべきところですが、一定のお金を払えば、例えば1回600円とかの医療費を払えば医療にかかれるようにしている制度です。現物給付と言いますか、病院へ受給者証を持っていくことによって負担を減らすことができるわけですが、そういう支払いをするなかで、吹き出しで書いておりますように、本来は高額療養費として各保険で持たなければならないところの給付を、この福祉医療制度が、現物給付の流れの中で負担してしまっているケースがあります。それを国民健康保険の後処理のなかで、福祉医療の負担を国保が持つようなかたちの会計処理をしていくこととなります。その取扱いを可能な限り増やすような努力をしました。国民健康保険の負担が増えたわけではございますが、その反面、福祉医療の負担は減っております。これは市全体にとってはプラスになりますので、このような努力もさせてもらっているというところです。

もう一つ難しい制度ですが、その下に共同事業拠出金の制度があります。これは、歳入のほうの下から7行目ですが、共同事業の交付金というのがあります。この交付金と拠出金が対になっている制度ですが、今でしたら30万円以上の医療費について、県下でその負担がでこぼこしないように、急に発生して大きく負担にならないように、みんなで持ち合う制度を作っております。それが共同事業交付金、拠出金の制度ですが、川西市は、いつも拠出金をたくさん出してあります。他の市町を助けるようなかたちになってあります。

24年度につきましては1億円ほど拠出過多になっていたのですけれども、今回25年度につきましては、拠出金は2,000万円ほど増えておりますけれども、もらう交付金も7,000万円ほど増えておりますので、拠出過多の状況がいくらかは解消されたと、5,000万円ほどは拠出過多の状況が解消されたということになります。川西国保の財政にとってはよい傾向であるということが言えるかと思えます。

主な内容は以上ですが、以上のようなことを踏まえた中で、

## 審議経過(7)

	<p>Cの欄の下から3行目を見ていただきたいのですが、色を塗っております、歳入・歳出差引③として①-②としておりますけれども、約4,600万円の黒字を計上することができたということです。平成24年度は約4億5,500万円の赤字だったのですが、税率改正などがありまして、約4,600万円の、今回は黒字でいくことができました。</p> <p>ただし、先ほど途中で説明しましたように、翌年度で精算するお金、国庫支出金等です。それが1億4,700万円ほど、差引マイナスが計上されますので、実質的な収支としましては、一番下のところですが、まだやはり約1億円の赤字があるというように思っております。</p> <p>ただし、同じ条件で比べました平成24年度決算、Aの欄のところを比較しますと、約5億4,500万円、収支を改善したということが言えるのではないかと考えております。</p> <p>税率改正時におきましては、まず25年度で約3億5,000万円解消する予定でございました。そこを大きく解消することができたということです。</p> <p>その要因は、特別交付金で約8,400万円を受けたこと、滞納繰越分の収納の伸びを約4,000万円増やしたこと、それと共同事業で差引約5,000万円プラスであったこと、このへんが見込みより改善された、上回った理由であるというように考えております。</p> <p>またあとで平成26年度の税率設定の状況をお話ししますが、まず一旦ここで区切らせていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に対して何かご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>かなり厳しい税率改正を被保険者の方をお願いしたわけですが、結果としては、財政そのものはかなり変わってきたと思います。</p>
委員	<p>歳入のところ、国保税の税率改定、それから徴収体制強化、ということによる増加と書いてありますけれども、前年度に比べてどのような徴収体制をとられたのかということと、収納率が向上しているということ、何パーセントくらい前年度から比べて上がったのでしょうか。</p>
保険収納課長	<p>私の方からご説明させていただきます。</p> <p>まず現年度につきまして、収納率ですが、それ自体は現年度につきましては微減しております。</p>



## 審議経過(8)

24年度は89.2%ありましたが、25年度は89.08%。0.12%であります。わずかに減っております。

ここの下がった要因ですけれども、やはり先ほどくらいから話に出ております税率改定の影響緩和策といたしまして、納期を25年度から8期から9期に増やしたことによりまして、いわゆる納付忘れというのが大きな要因であると考えております。

我々としていたしましても、年度はじめのほうから、8期から9期に増えるということでいろいろなかたちでPRしてはいたしておりますけれども、なかなかそれでも浸透させられなかったようで、わずかではあります。率といたしましては、現年度は微減しています。

滞納繰越分の収納率ですが、24年度は8.6%でしたが、25年度は10.8%と、2.2%増えております。

ここで、ご質問の徴収対策をどう変えたかということですが、ここにつきましては納税呼びかけセンターですとか、債権回収課への案件の移管をしております。それからいわゆる収納環境の整備ですが、コンビニ収納であるとか、口座振替の推進なども、25年度については、積極的にやっております。

特に口座振替の推進というのは、25年度から原則新規で加入いただく方については口座振替をお願いするということで、国民健康保険課とタグを組みまして、窓口でそういうお話をさせていただいて、極力口座振替をお願いするということでお話をしております。

それから、財産調査と滞納処分の強化です。窓口で納税相談をさせていただく場合に、これまででしたら相手のおっしゃる額にそのままさせていただくケースが多々あったのですが、相手の事情をお聞きしながら、現在の滞納額ですとか、毎月の納付可能な額というのをご相談させていただきながら、1回でも短い期間で納付してもらえようということでお声掛けさせていただきました。

また、滞納処分につきましても、本市のほうから催告書などいろいろお送りしているのですが、そういう文書に対して全く反応をいただけない方に対しまして、財産調査したうえで、差押えしたと。実際全く今まで何も反応いただけていなかった方が、差押えを告げた途端に完納していただくというようなケースもありましたので、一定の効果があつたというふうに思います。

それから、面談を行っての徴収、さきほどの窓口での分納相談ということもあつたのですが、短期証の呼び出し状なども出ささせていただきます。なるべく窓口で皆さんとお話するような機会を作り

## 審議経過(9)

	<p>まして、対面で接触させていただいているような状況です。</p> <p>以上のようなことで、現年度微減であったのですけれども、全体の収納率といたしまして、24年度が59.6%ありましたが、25年度は61.4%と、1.8%の増になっております。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。委員よろしいですか。</p> <p>分納を8期から9期にすることによって、従来8期で終わっていたのもうそれで終わりだと思って忘れておられる方がいらしたと。</p>
保険収納課長	<p>はい。そのへんについては、2月末が通常8期の納期限でして、25年度につきましては3月末も最後の9期がございまして。9期の督促が届いて問合せをして、それで納めていただく方も結構いらっしゃいました。</p>
会長	<p>4月に入ってからの納付が多かったと。</p>
保険収納課長	<p>そうです。</p> <p>他に皆さん何か、ございませんか。</p>
委員	<p>今回の説明のなかで、最後の、決算のところですが、これが、予想通りだったのか、それよりよかったのかということと。それとこのままでいくとまた税率改定しなければならないのか、このままでいけるのか。そのあたりを説明していただきたいと。</p>
長寿・保険室長	<p>一番下の吹き出しに書かせていただいている金額、約1億7,000万円は、この段階では見込みよりはよかったと言えると思います。</p> <p>ただし、このままいけるのかと言われますとなかなか難しいところです。</p> <p>この調子でいきますと、26年度につきましてもプラスにはなると思いますが、解消幅というのはぐっと減ってきます。と言いますのは、給付費はさらに26年度は高くなるわけですので、それに伴いまして、25年度につきましては約5億4,500万円、赤字を解消できたけれども、実際はここまでの解消はどうていできないだろうと思っております。</p>

## 審議経過(10)

	<p>ですので、26年度末をどう予想するかですけれども、今実質的な赤字が約1億円ございます。これはたぶん解消できるかとは思いますが、せいぜいちょうど0になるくらい、もしくは若干上回るくらいかと思えます。</p> <p>仮にそうでありましたら、27年度、28年度は確実に給付が伸びていきますので、その分をカバーする税率改正等はやはり必要になってくるのではないかなというように思えます。</p> <p>以上です。</p>
会長	他に何かありませんか。
委員	できるだけ自動振替にするということですが、口座振替は増えたのですか。
保険収納課長	<p>口座振替の件数ですね。件数も増えております。</p> <p>24年度の第1期が7,525件。</p> <p>25年度は少し増えまして、第1期が8,150件。</p> <p>26年度の第1期、ついこの間ですが、それが8,481件。</p> <p>毎年増えていっております。件数はもちろん金額も増えていっております。</p> <p>今年度の取り組みですけれども、26年度、今年度の10月から、ペイジーといいまして、マルチペイメントネットワークというものを導入します。今調整しております。</p> <p>ペイジーについてですけれども、窓口でキャッシュカードを使って口座振替の申込みをするというものです。</p> <p>これまででしたら銀行印を押して、銀行に行ったら印鑑が違うということで突き返されたりしていたのですけれども、こういう煩雑な手間がなくなって、簡略化できるのではないかと。</p> <p>台数的にはうちの市役所の窓口で置けるのは3台だけですけれども、一応それだけ置かせてもらおうかと思って調整中です。</p>
会長	事務局、資料2については説明がありますか。それでは資料2について説明をお願いします。
長寿・保険室長	それでは資料2のほうをごらんください。これは26年度に変更になった点について挙げさせていただいてお

## 審 議 経 過 (11)

ります。

一つは、上のほうに書かせていただいているとおり、賦課限度額を引上げさせていただいております。これは、川西市の税条例が、地方税法に基づく基準額に従いまして引上げるという規定になっておりますので、自動的に変更させていただいたものです。

医療給付費分につきましては51万円のままですけれども、後期高齢者支援金分と介護納付金分について、2万円ずつ引上げさせていただきました。

その結果、一番上の吹出しに書いておりますように、約3,000万円税収を上げることができるということになります。

その結果どういうふうになったかというのが右の真ん中上のグラフで「限度額超過世帯数とその割合」という欄を作っておりますけれども、特に真ん中の後期高齢者支援金分と、その隣の介護納付金分のほうで、限度超過の世帯が減ってきております。

所得の一定以上ある方々から、さらに2万円ずつ高く徴収することができたというところです。

もう一つは、軽減、割引の拡大です。

5割軽減の部分と2割軽減の部分の拡大させていただきました。低所得者に対して保険料を安くする改定を行いました。これも法律に従って動いている分です。

一番大きく変わったのは何かと申しますと、「軽減対象者拡大の内容」のなかの二つ目のほう、5割軽減の拡大というところです。

従前は、この5割軽減の制度は一人世帯を対象としておりませんでした。それを、一人世帯も対象にすることになりました。

それで、下の方の表になっております5割軽減の欄を見ていただきたいのですが、平成25年度につきましては、874世帯、2,308人に対して約5,780万円の減額をしていたのですが、それが、2,275世帯、4,618人に対して、1億2,286万2,000円の減額を行うことになりました。大きく割引をするということができるようになりました。

そうしましたらこの分、国保財政が苦しくなるのかということですが、先ほど繰り入れのところでもちらっとお話させていただいたように、法定の割引をした分は繰入金で補てんをしますので、国保財政にはなんらマイナスの影響はいたしません。

ですから、保険税としては、減額に値するところです。減額部分が、大体8,000万くらいあるかと思うのですが、大体8,00

## 審 議 経 過 (12)

<p>会長</p>	<p>0万くらい減額して、上のほうの増税の部分、これは3,000万円くらい、ということですので、都合、実質は26年度の賦課の状況で見ると25年度よりは減額賦課ということが言えるのではないかとこのように考えております。 簡単ですけれども、以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。 低所得者の方の軽減の割合と言いますか、その対象を拡大したと。税率改定の負担も少しはカバーすることができたのではないかと思うのですけれども。 ご質問ございませんか。</p>
<p>長寿・保険室長</p>	<p>これは、国で消費税が8%に増税されたことに対します、低所得者に対する補てんと申しますか、その一環として、その財源が国保の方に戻ってきたというところです。 全国ベースで約500億円、これを補てんするための措置が国のほうから出されております。</p>
<p>会長</p>	<p>議題1について、ご質問ございませんでしょうか。 25年度については、税率改正によって、かなり保険財政は健全化してきたということのようです。 特にご質問等なければ、次に移りたいと思います。 それでは次に協議事項第2「出産育児一時金の改正について(諮問・答申)」に移りたいと思います。 それでは、健康福祉部長より諮問を受けたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
<p>健康福祉部長</p>	<p>それではただいまお手元にお配りしました、諮問書の写しのほうをごらんください。朗読いたします。</p> <p style="text-align: right;">諮 問 第 1 号 平成26年9月11日</p> <p>川西市国民健康保険運営協議会</p>

## 審 議 経 過 (13)

会長 中 原 光 治 様

川西市長 大 塩 民 生

### 出産育児一時金等の改正について（諮問）

「出産育児一時金」につきまして、産科医療補償制度の見直しに併せて、健康保険法施行令の改正により平成27年1月から見直しされることになったため、当市の条例等を改正する必要があります。

つきましては、次のとおり改正したいので、国民健康保険法第11条の規定により諮問します。

### 諮 問 事 項

1 川西市国民健康保険条例第7条に規定する出産育児一時金の額を「39万円」から「40万4,000円」に改める。

2 川西市国民健康保険条例第7条ただし書き及び川西市国民健康保険条例施行規則第6条に規定する額を「3万円」から「1万6,000円」に改める。

<健康福祉部長朗読後、会長に諮問書を渡す>

会長

それでは諮問の内容につきまして事務局より説明をお願いします。

長寿・保険室長

それでは説明をさせていただきます。

この改定は、産科医療補償制度の見直しに伴い行われるものです。産科医療補償制度という制度ですが、これは出産、分娩の折に、一般的には計り知れないような理由に基づきまして、重症の脳性麻痺のお子様が生まれてしまうというようなことがあるようです。そのときに、加入する保険です。産科医療補償制度に加入している医療機関が患者負担を求めます。その患者負担分を、3万円支給させていただいたということです。

## 審議経過(14)

ただ、これは民間の保険会社等も入りまして、この3万円という額が国との中で決定していったわけですが、数年経ってどうもお金が余るという状況になりまして、その掛け金額の見直しを進めていったところでは。

その結果その金額を、裏面に書いておきますとおり、(2)のように「3万円」から「1.6万円」に引き下げても差しつかえないだろうというところで、まずこの産科医療補償制度の金額が「3万円」から「1.6万円」に変更になったというところでは。

これに合わせまして、出産育児一時金の本体、39万円と規定していたところですが、これの見直しもまた次に検討に入りました。

これはどのように決まっているのかと申しますと、特別な個室料がありますとかそういうものを除いた大体の出産費用が全国的にどの程度であるかというなかで、その平均的なものを補てんしようというところで決まっているものです。

この金額につきましても数年経っておりますので、出産費用につきましても若干上がってきているところでは。全国的な、平均的な出産費用を割り出したなかで、「40.4万円」、きっちりではなかったとは思いますが、この程度だと決定されたものです。

都合両方の制度を併せて42万円とその負担全体としては変わらないように設定したというところでは。

産科医療補償制度のことだけを考えるのであれば、1.4万円削ったことの減で終わってしまうところではございますけれども、本体部分の引上げを同時に行ったことで、合わせると現状維持というようななかたちでおさえられているというところでは。

具体的に、条例等見ていただいたほうがよいかと思っております。

お手元の事業概要、ありますでしょうか。事業概要の53ページをごらんください。事業概要53ページの上から3行目、出産育児一時金、第7条としているところでは。ここで、出産育児一時金を39万円としております。

下から2行目のところで、「規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする」という規定をしております。この金額を修正する必要があるというところでは。

それともう一つは、施行規則の改正です。これは56ページになります。条例のほうで3万円を上限にというような規定をしております。その中身が何なのかというのを第6条で規定しております。その上限額を3万円とするという規定ですけれども、ここも規定の上限額を変更

## 審 議 経 過 (15)

	<p>させていただきます。このような内容になっております。説明は以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 ただいまの諮問及び説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございますでしょうか。</p>
委員	<p>当初3万円から1.6万円と、約2分の1になっているということですが、3万円が余ってきているというふうにおっしゃいましたけれども、その理由は少子化なのでしょうか。</p>
長寿・保険室長	<p>いえ、決して少子化ではなくて、事故の発生率を過去のデータに基づいて3万円ということを出してきたと思うのですが、実際運用してみると、掛け金をちょっともらいすぎたなということで、その金額の見直しが行われたというところです。 もちろん、その出産数自体の減少も影響しているかも知りませんが、その事故の発生率とこの掛け金のバランスがよろしくなかったのではないかと考えております。</p>
会長	<p>他に何か質問ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>ちょっとこの問題とは関係ないのですが、42万円以上の支給はできるのでしょうか。 たとえば、市町村によっては42万円以上出されているような市町村もあるのでしょうか。キープしてくださいという感じなのでしょうか。</p>
長寿・保険室長	<p>そうです。おっしゃるとおりです。 兵庫県内では、42万円以上の設定をしている市町はたぶんなかったと思います。 ただ、法令上、この上積みをすることは可能ではあります。 この42万円につきましては、財源があります。3分の2が、地方交付税措置をされているところです。 ですからその繰り入れがあるわけなのですが、これを例えば1万円プラス、2万円プラスとしていきますと、それはまるまる市の負担、もしくは保険税での負担というかたちになってまいります。こ</p>



## 審 議 経 過 (16)

会長	<p>こを果たしてどのように考えるかということかと思えます。</p> <p>他に何かご質問ございませんでしょうか。</p> <p>なお、この諮問につきましても、条例の改正ということもありまして、本日中に答申を欲しいという要望があります。</p> <p>ということで、もしこの諮問につきましても、皆様のほうで、何かご意見があれば。あるいは何もご意見がないようでしたら、諮問どおり答申をしたいと思うのですけれども、よろしいですか。</p> <p>&lt;質問、意見等なし&gt;</p> <p>それでは諮問どおりの内容で答申を作成して参りたいと思います。</p> <p>次に答申書の作成にとりかかりますので、これまで皆様からいただいたご意見を参考にさせていただきながら、文案につきましては、私のほうで作成いたしますので、ご一任いただけますでしょうか。</p> <p>&lt;「異議なし」の声あり&gt;</p> <p>それでは後程答申案を皆様のほうに確認していただいて、それから答申してまいりたいと存じます。</p> <p>しばらく休憩をいたしますので、よろしくお願ひします。</p> <p>&lt;休憩&gt; 15 : 30      &lt;再開&gt; 15 : 34</p>
会長	<p>皆様よろしいでしょうか。</p> <p>今回の答申につきましては、法改正に基づく諮問でして、特に皆様からこの答申にあたって「付帯事項」というかたちのご意見もございませんでしたので、一応答申については、適正な改正であるということで簡単にまとめておりますので、ちょっと読ませていただきます。</p> <p>&lt;会長が答申書を朗読する&gt;</p> <p>以上であります。</p> <p>特になければ答申をしたいと思えます。</p> <p style="text-align: right;">平成26年9月11日</p>

## 審議経過(17)

川西市長 大塩民生 様

川西市国民健康保険運営協議会  
会長 中原光治

出産育児一時金等の改正について(答申)

平成26年9月11日付諮問第1号で諮問のあったことについて、  
審議の結果、下記のとおり答申する。

記

今回の改正について当協議会としては、健康保険法等の改正に基づく改正であること、また、出産育児一時金の本体部分については、被保険者に有益な改正であることから、適正な改正であると認める。

<会長朗読後、健康福祉部長に答申書を渡す>

すみません、ちょっと確認ですが。もっと早く気付けばよかったのですけれども、答申で、「今回の改正について当協議会としては、健康保険法等の改正に基づく改正」とされていますが、さきほど配っていただきました、厚生労働省の通知のほうには「健康保険法施行令」の改正に伴うとなっているのですが、これはどうでしょうか。これも含めて「健康保険法等」ということでよろしいでしょうか。

<会長からの同意あり>

はい、わかりました。

以上でよろしいでしょうか。

以上、2番目の議題につきましての答申は終了とさせていただきます。

皆様のご協力に感謝を申し上げます。委員の皆様方には、大変お忙しいなか、慎重にご審議賜りまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の議題については終了とさせていただきますが、あと、

委員

会長

## 審議経過(18)

長寿・保険室長

事務局のほう、何かありますか。

はい、皆様をお願いと言いますか、今後の日程につきまして、大体のところをちょっとお話をさせていただきます。今後、これから税率の改正というかたちでご審議いただくことになろうかと思えます。その日程的なものが、2年前、大変ばたばたとしたように思っております。

私どもとしましては、もう少ししっかりと、ゆっくりとやっていきたいのですが、やはり最終のデータの積上げがないと、もしくは国から、例えば前期高齢者交付金の概算額ですとか、後期高齢者支援金分の概算分、介護納付金分の概算分ですとかが年末に来まして、その数字がすごく税率に影響を与えるというところが、二年前の審議で明らかになっております。実際には年末になって、国からそういうデータをもらって、1月に最新のデータを入れて数字を出して、それを見てからご審議いただくざるを得ない。このような日程になってしまうかと思えます。

12月の末に一度その時点での状況、考え方、これは皆様に一旦お話しいたします。年が明けて1月の半ば頃に、最新のデータに基づいて出した結果を皆さんにお示しいたします。少し日をおいて、最終このような考え方でいきたいということで諮問をさせていただいて、その場ですぐ答申をいただけるのか、もしくはまた協議をして答申というかたちになるのかは分かりませんが、このようなタイトなスケジュールにならざるをえないというふうに考えております。まず年末、1月に入って1月半ばから1月の末にかけて、ばたばたとお願いすることになろうかと思えますけれども、すみませんがどうぞよろしくお願いいたします。そのお願いをしておきたいと思えます。

それと、今年につきましては、国民健康保険税の改正をさせていただきますのと、それと介護保険料の改正、これは3年に一度あるわけですが、ちょうど重なっております、介護保険料の改正におきましてはやはり同じように、こういう運営協議会の場、もしくは議会等々詰めていくこととなります。

向こうもやはり同じ事情です。非常にタイトな日程の中で決めてまいりますので、今日もちょうど会議がバッティングしております、開催時間をこのようなかたちで少しずらして、いつもより遅く開催させていただいているというようなかたちになっております。もしも日が重なっても、時間を少しずらして、両方とも開催できるようにと考えております。

ですので、国民健康保険運営協議会の開催時間は、基本的にこの2時半というようなかたちでお願いしたいと思っておりますけれども、

## 審 議 経 過 (19)

会長	<p>このへんのところご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>具体的な日にちにつきましては、委員の皆様のご都合を合わせながら調整をしていただきたいと思います。</p> <p>それでは最後に、部長より、答申に対してお礼のあいさつがございます。よろしくお願いいたします。</p>
健康福祉部長	<p>本日はどうも皆様、ご答申をいただきましてありがとうございます。</p> <p>本日の答申内容は、12月市議会、国民健康保険条例の改定として提案をまいります。</p> <p>ただいま担当が申しあげましたように、今後委員の皆様には、税率のご検討ということをお願いして参りますけれども、大変お忙しいとは存じますが、どうかよろしくお願い申し上げます。少し朝晩寒さを感じられるようになってまいりましたけれども、委員の皆様には十分お体に気をつけていただきまして、どうか今後ともご審議のほうよろしくお願いいたしますと考えております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、平成25年度川西市国民健康保険事業特別会計決算報告、及び出産育児一時金の改正などについて、委員の皆様の慎重なるご審議をいただき、無事に答申することができ、心よりお礼申し上げます。</p> <p>これもちまして、平成26年度第1回川西市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p>